

令和6年3月13日
子ども子育て支援会議資料

洲本市こども家庭センター設置 (2024.4.1～予定)

及び

小児科・産婦人科医療機関の新規開業・運営支援について

子ども子育て課・健康増進課・福祉課

[洲本市こども家庭センター設置及び子どもとその家庭への包括的支援に
関する検討会メンバー]

本日の内容

1. 洲本市の現状
2. 国の動き
3. 「子どもとその家庭への包括的支援」に向けた実態把握の結果
4. 課題に対する対応策の検討
5. 児童虐待(マルトリートメント)の予防と「洲本市こども家庭センター」
6. 小児科及び産婦人科医療機関の新規開業・運営支援について

1.洲本市の現状

洲本市の人口動態

R4年は、転入>転出でした。
しかし、傾向として人口減少は継続中です。

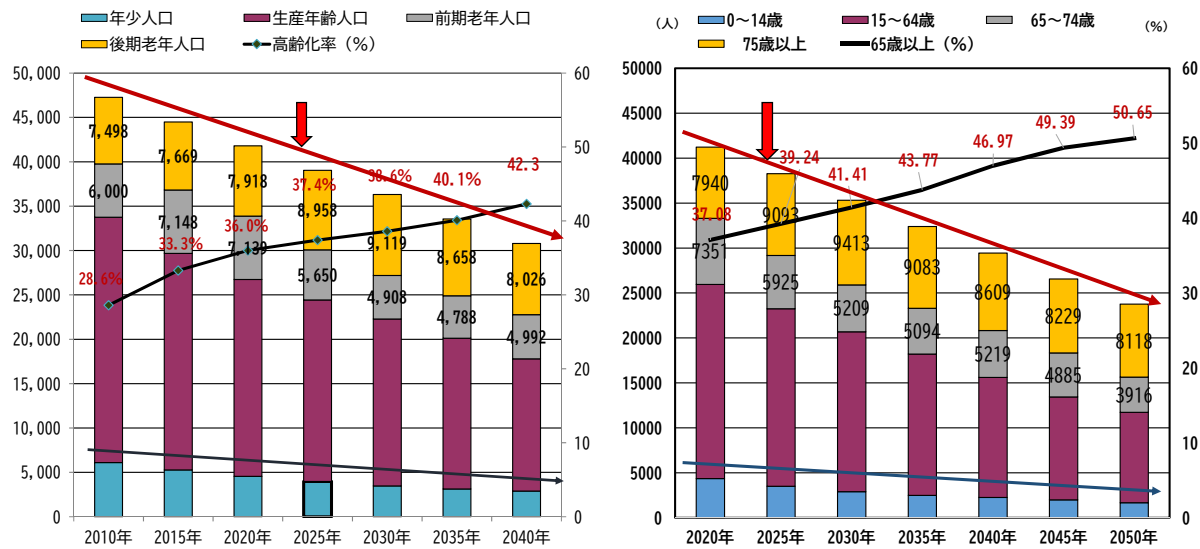
	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年 令和元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
自然増減	▲343	▲322	▲416	▲346	▲337	▲437	▲350	▲358	▲465	▲479
出生	285	303	273	312	301	233	266	234	208	202
死亡	628	625	689	658	638	670	616	592	673	681
社会増減	▲344	▲185	▲198	▲194	▲250	▲317	▲367	▲174	▲14	4
転入	1,446	1,471	1,455	1,503	1,474	1,445	1,528	1,379	1,422	1,695
転出	1,790	1,656	1,653	1,697	1,724	1,762	1,895	1,553	1,436	1,691
純増減	▲687	▲507	▲614	▲540	▲587	▲754	▲717	▲532	▲479	▲475

人口動態の推移
資料：県統計課「兵庫県人口の動き」（各年1月～12月）

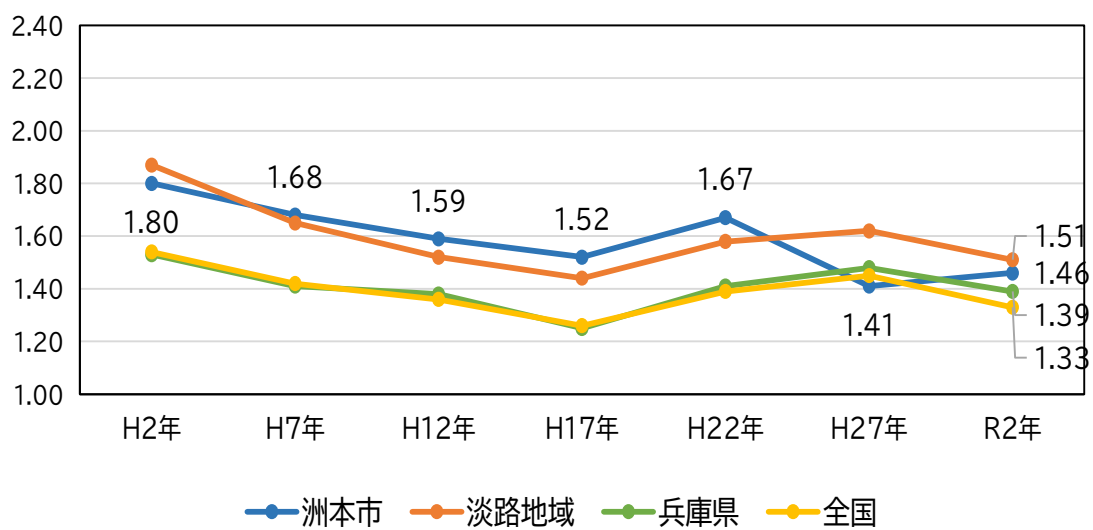
洲本市の少子高齢化が加速 (2010年～2050年)

国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口
(平成25年1月推計)」より

国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口
(R5年1月推計)」より

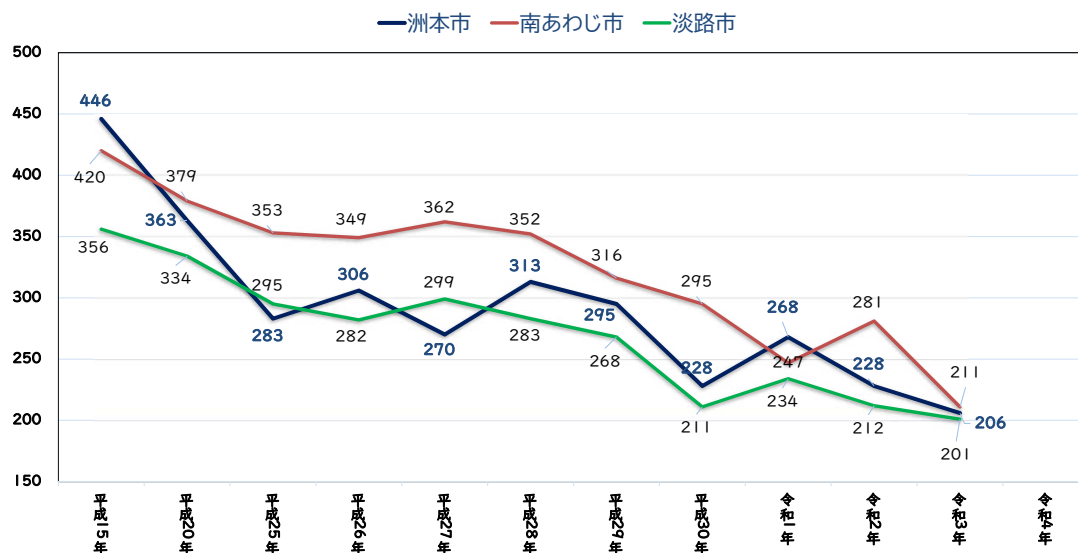


合計特殊出生率の推移

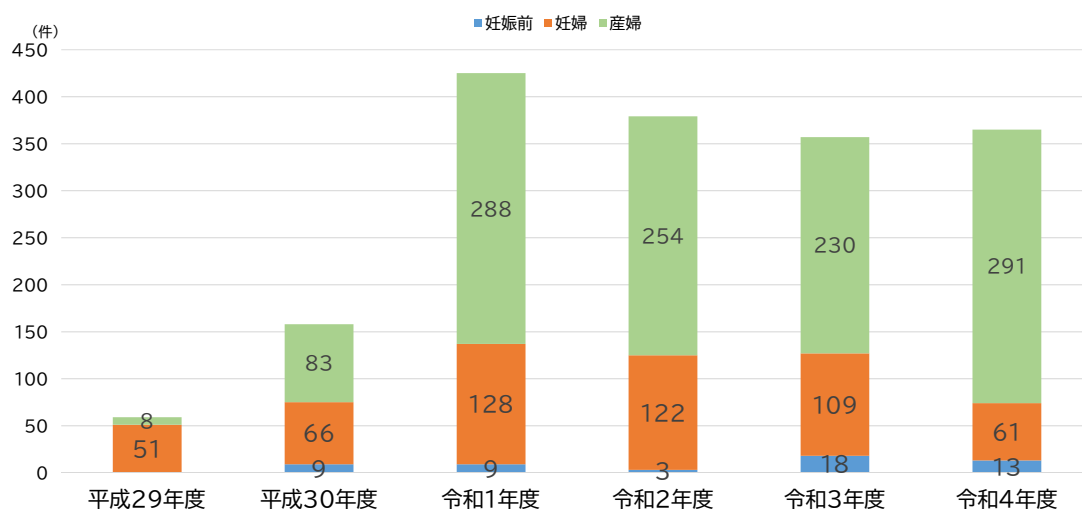


資料：兵庫県保健統計年報（各年）

洲本市と島内2市の出生数の推移



洲本市母子健康包括支援センター相談件数



2. 国の動き 「こども家庭センター」

子育て支援関連に関する国の動き①(子ども家庭センターの設置の背景)

➤平成28年の児童福祉法等の改正以降、市町村において、

児童福祉分野における①子ども家庭総合支援拠点

母子保健分野における②母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)

の整備を進めてきた。

①子ども家庭総合支援拠点

- ・こども家庭支援全般に係る業務・関係機関との連絡調整
- ・要支援児童及び要保護児童等への支援業務・その他必要な支援

②母子健康包括支援センター

- ・妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施
- ・妊産婦などの支援に必要な実情の把握・必要な情報提供・助成・保健指導
- ・関係機関との調整・必要に応じて支援プランを作成

➤洲本市では、①子ども家庭総合支援拠点(R4年度～)

②母子健康包括支援センター(H29年度～) 支援体制を構築してきた

子育て支援関連に関する国の動き②(子ども家庭センターの設置の背景)

- 全国的には、双方の機関で情報が十分に共有されず、支援が届かない事例があったことが指摘されていた。国は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、児童福祉法と母子保健法を改正し、双方の設立意義やこれまで果たしてきた機能・役割を維持しながら、組織を一体化した相談支援機関である「**こども家庭センター**」の設置を**市町村の努力義務**とした。（令和6年4月1日施行）
- 子ども家庭総合支援拠点・母子健康包括支援センター**双方の機関がそれぞれの機能において、関係機関との**更なる連携、役割に応じた協力体制の強化**が必要となってきた。
- 上記の課題に対する今後の方向性と主な施策として、「**こども家庭センター**」の**設置**をする。

こども家庭センターについての国の動き③

（子ども家庭庁支援局虐待防止対策課R5年8月3日 R5年度保健師中央会議資料より抜粋）

• 子育て家庭を包括的に支援する体制の構築

【課題1】支援ニーズの把握が不十分、サービスが不足

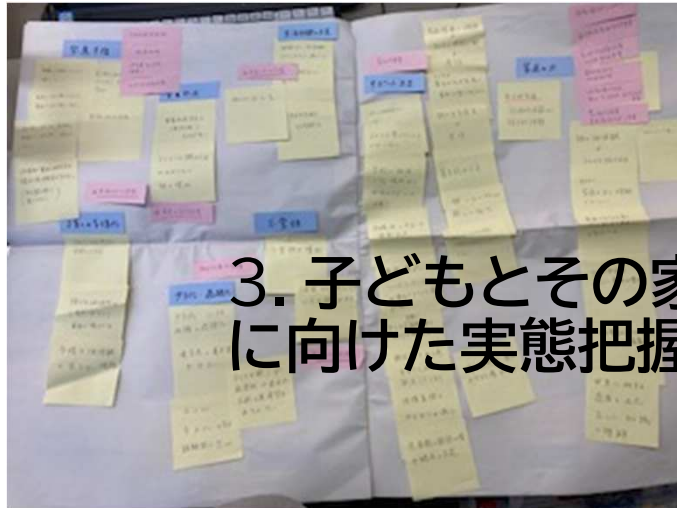
対応策1: **サービスの質・量の拡充**

- （新規）子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業
- （拡充）子育て短期支援事業・一次預かり事業

【課題2】マネジメント体制の再構築が必要

対応策2: **相談支援機能の一体化（子ども家庭センター）**

- 子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立意義や機能は維持した上で組織を見直し、
全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）
の設置に努める
- できる限り妊産婦、こどもや保護者の意見や希望を確認又は汲み取りつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担う



3. 子どもとその家庭への包括的支援 に向けた実態把握の結果

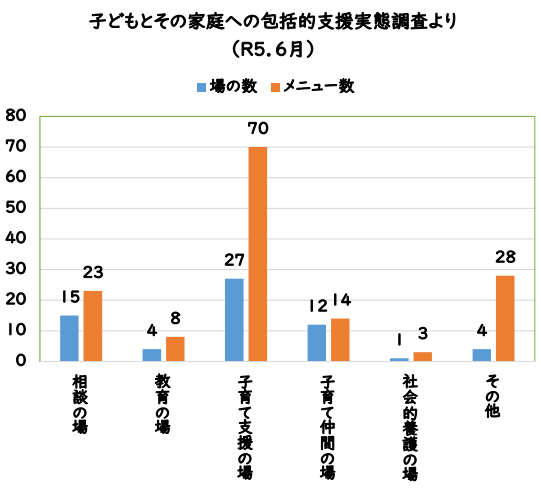
実態状況調査に協力いただいた関係機関 (R5年6月)

外部関係機関	①	兵庫県中央こども家庭センター 洲本分室
	②	洲本健康福祉事務所
	③	あわじ特別支援学校
	④	柳幼稚園
	⑤	幼保連携型認定こども園洲本こども園
	⑥	幼保連携型認定こども園おおの
	⑦	幼保連携型認定こども園千草こどもの園
	⑧	やなぎオリーブ保育園
	⑨	洲本オリーブ保育園
	⑩	いちごキッズ
	⑪	一般社団法人ファミリーケアセンターMOM
	⑫	社会福祉協議会

庁内関係課	⑬	保険医療課
	⑭	子ども子育て課
	⑮	福祉課
	⑯	生涯学習課
	⑰	学校教育課
	⑱	洲本市立洲本幼稚園
	⑲	洲本市立なのはなこども園
	⑳	洲本市立鮎原保育園
	㉑	洲本市立安乎保育所
	㉒	洲本市立広石保育園
	㉓	洲本市立堺保育園
	㉔	洲本市立中川原保育所
	㉕	洲本市立都志保育園
	㉖	洲本市立由良保育所
	㉗	洲本市立鳥飼保育園

洲本市子どもとその家庭への包括的支援に関する実態調査

(妊娠期～学童期の相談支援：R5年6月)



	場の数	メニュー数	内容
相談の場	15	23	教育相談、育児相談、母乳・妊活相談、ひきこもり相談、虐待防止24時間ホットライン、専門相談、こころのケア相談、訪問相談等
教育の場	4	8	思春期教育、適応教室、教育相談、いじめ・不登校等児童及び家庭の支援等
子育て支援の場	27	70	慣らし保育、一時保育、体調不良時保育、延長保育、病後児保育、学童保育、一時預かり、離乳食サロン、まちの子育てひろば、プレママ&ベビーくらぶ、フリーひろば、園庭開放、育児支援家庭訪問等
子育て仲間の場	12	14	育児サークル、まちの子育てひろば、園庭開放等
社会的養護の場	1	3	一時保護、里親登録等
その他	4	28	医療費助成(小児慢性特定疾病・重症障害者・乳幼児・未熟児養育・こども等)、手当(児童・児童扶養・特別児童・障害児福祉等)ほか

【課題1】対象者の事実・現状の把握(子ども子育て課・健康増進課)

<事実・現状>

- こどもの傷やSOSに保護者が気づいていない
- こどもの身の回りの世話ができない
- こどもよりも大人の生活重視の傾向
- 家庭内の不和、夫婦間の不和の影響
- 不登校児が低年齢化している
- 望まない妊娠や予期せぬ妊娠が増えている
- 親の自己肯定感が低い

<問題の背景>

- 親自身の成育歴や愛着障害による自己肯定感の低さがある
- 生まれながらに子どもや親が発達課題を抱えている
- 家庭基盤や家庭環境が不安定である(経済的・ステップファミリー等)
- 正しい知識や必要な知識が不足している(妊娠・愛着・基本的な生活習慣の確立等)
- 価値観の多様性

洲本市 現状把握から捉えた対象者の課題分析①

【こどもの課題】

◆被虐待児に発達課題を抱えているこどもが多い

- ▮こどもの成長・発達を促す支援が必要
- ▮こどもの成長や発達に合わせて親（家庭）が補完できるように親への支援が必要

◆こどものSOSに気づいてもらえず、必要な生活支援やサポートを受けられない家庭で育つこどもが増えている

- ▮こどもと親が適切な愛着関係を構築できるような支援が必要
- ▮保護者が正しい知識や適切な情報を選択できる、必要なサポートを求めることができるための関わりや予防的な支援が必要

洲本市 現状把握から捉えた対象者の課題分析②

【保護者（家庭）の課題】

◆基本的な生活習慣の確立、親子の愛着などに関する知識・理解が不足している

- ▮正しい情報や知識の提供が必要

◆保護者自身に発達特性がある

- ▮保護者が支援の対象であるという認識のもと、親として成長・発達できるような支援が必要

洲本市 現状把握から捉えた対象者の課題分析③

【支援体制及び支援者の課題】

◆対象理解(多様な価値観・課題)が不足している

- ▣こどもの成長発達と幸せを目標とし、子どもとその家庭全体のアセスメントができる能力が必要

- ▣親子のセルフケア能力を高めるための支援(子どもの能力や家庭力を奪わない)とマネジメント能力が必要

◆複雑困難家庭へのかかわりやマネジメントに困難を感じている

- ▣情報収集・アセスメント能力の向上のため、支援者のスキルアップが必要

洲本市 現状把握から捉えた対象者の課題分析④

◆保護者との信頼関係ができていない家庭への初期介入に困難を感じている

- ▣支援が必要(リスクがある)な子どもや家庭に対し、リスクを軽減するような予防的な関わりを行い、信頼関係ができてから支援の提案を行うなどの関わりが必要

◆望まない妊娠・予期せぬ妊娠への予防的な保健活動が不足している

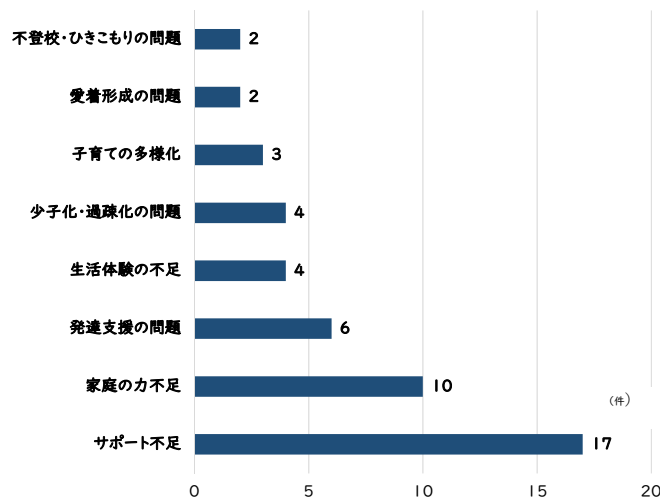
- ▣プレコンセプションケア(思春期からの性やいのちの教育)が必要

4. 課題に対する対応策の検討



洲本市子どもとその家庭のもつ課題及び対応策(改善策)の検討

関係機関からの意見「子どもとその家庭のもつ課題」



【今後強化すべき対応策】

* 家庭の力量UPへの支援
(エンパワメント)

サポート不足
への対応

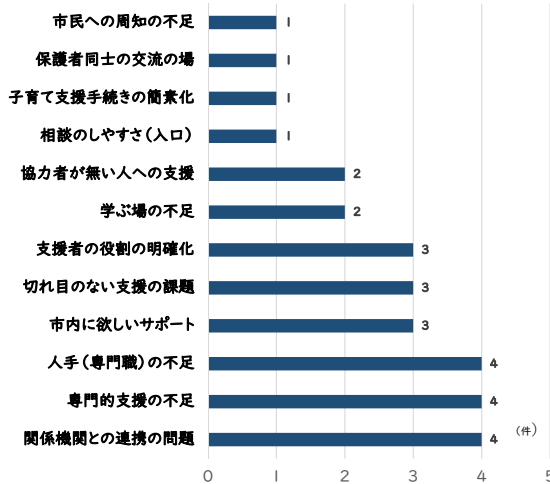
* ファミリーサポートセンター等の設置

<今ある資源での対応策>

- 不妊治療ペア検査費助成事業・妊婦相談・母子健康手帳交付事業・産前産後サポート事業
- 新生児訪問・産後ケア事業・乳幼児健康診査・発達相談・5歳児巡回相談
- 保育園での(集団)支援・育児支援家庭訪問事業・こにちは赤ちゃん事業他

【課題2】支援体制の課題及び対応策(改善策)の検討

関係機関からの意見「支援体制の課題」



【今後強化すべき対応策】

- *こども家庭センターの設置・相談窓口の一本化
- *保育士のスキルアップ・心理士による巡回相談
- *関係機関の役割を知る・周知する・役割の可視化
- *地域への啓発
- *祖父母教育
- *ファミリーサポート
- *子育てヘルパーの体制
- *ペアレントトレーニング
- *里親を市内で増やす

育児力や家庭力を高めるサポートの充実が急務

＜今ある資源での対応策＞

- 支援者のスキルアップ
- つむぐネットワーク会議の充実
- サポートファイルの活用及び周知
- 乳幼児健診・相談の場、老人会やサロンの場での周知
- 親子の交流の場の再開
- 学ぶ場の充実(いのちの教育・産前産後サポート事業)
- ICT活用による効率化
- 専門職の待遇改善
- 研修会(座学だけでなく実践を伴う研修等)
- 保護者との信頼関係づくり
- 相談窓口の周知(広報・HP・ハンドブックの電子化等)

5. 児童虐待(マルトリートメント)の予防と「洲本市こども家庭センター」

マルトリートメント(避けるべき子育て)と児童虐待

●WHOのチャイルド・マルトリートメント (Child Maltreatment) の定義

・身体、精神、性虐待そしてネグレクトを含む児童虐待をより広く捉えた、**虐待とは言い切れない大人から子どもへの発達を阻害する行為全般を含めた不適切な養育**

・「**子どものこころと身体の健全な成長・発達を阻む養育をすべて含んだ呼称**」であり、大人の側に加害の意図があるか否かにかかわらず、また、子どもに目立った傷や精神疾患が見られなくても、行為そのものが不適切であれば、それは『マルトリートメント』と言える。

・「マルトリートメント」には、しつけと称して脅したり、暴言をぶつけたりといった**心理的・精神的な虐待**も含まれる。報道されるような極端なケースでは無くても、日常生活の場面において起こる。

●子どもの脳への影響

・子どもと関わる多くの大人が、自分は児童虐待と無関係だと思って見過ごし、日常的に不適切な接し方で子どもを傷つけてしまっている可能性もある。「マルトリートメント」が頻度や強度を増したとき、**子どもの脳は部位によって萎縮したり、肥大したりするなど、“物理的”に損傷する**。その結果、**学習意欲の低下や非行、こころの病に結びつく危険性**がある。軽微な「マルトリートメント」では、そのようなことは起きないが、一度傷を負った脳を、もとに戻すことは容易ではない。

愛着 (アタッチメント) 形成について

- ・ヒトは、他者との「**密・接触**」を基本とする社会的感情の中で生存、進化してきた生物
- ・生物として生存するための根幹
- ・アタッチメント(**社会的絆**)形成

幸福を感じながら生きていくために必要なこと

いざという時に「いつでもくっつける誰か」
がいること

- (1) ヒトを含む哺乳動物は、養育個体との**身体接触なしには生存できない**
- (2) **乳幼児期の脳の発達**には、他個体との身体接触という経験が不可欠
- (3) **乳幼児期の環境経験**は、その後の**脳と心の発達に直接的に影響**する

★心地よい**身体内部感覚**と「同時に」感じる環境(身体の外側)からの刺激

⇒ 身体内部に感じる心地よい感覚が統合して「養育者」という存在を認識できる

< 京都大学大学院 明和政子教授 投資 「脳科学からみる子どもの心の育ち」より引用 >

児童虐待（マルトリートメント）が生じる 4つの条件

- A 生活上の累積するストレス
- B 親の意に沿わない育てにくさ
- C 親の心理的孤立
- D こども時代に愛された経験が無い

「親になるまでに、大切な存在として関わってもらえた経験がなかったら？」

文献：小林道子, 子ども虐待の「支援」を考える, 子どもの虹情報研修センター紀要, 13, 2015, 1-12.

言葉の定義

【要支援妊婦】

医療機関や行政機関が社会的及び医学的なリスクがあると把握した妊婦で、妊娠期間中に支援が必要と認められる妊婦をいう。

妊婦自身が支援の必要性を感じていない、支援の必要性に気づいていない、支援を拒否している者も含む。

【特定妊婦】 ※児童福祉法 第6条の3第5項及び第8項

出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいう。

若年妊婦、妊婦健康診査未受診や望まない妊娠、母に知的・精神的障害があるなど妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする妊婦のこと。

【要支援児童】 ※児童福祉法 第6条の3第5項及び第8項

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のこと。（要保護児童を除く）

【要保護児童】 ※児童福祉法 第6条の3第5項及び第8項

保護者のない児童（現に監督保護している者がいない児童）又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。

虐待を受けた児童だけではなく、障害を持った子ども、不良行為（非行、犯罪行為含む）をする、またはする恐れのある児童をいう。

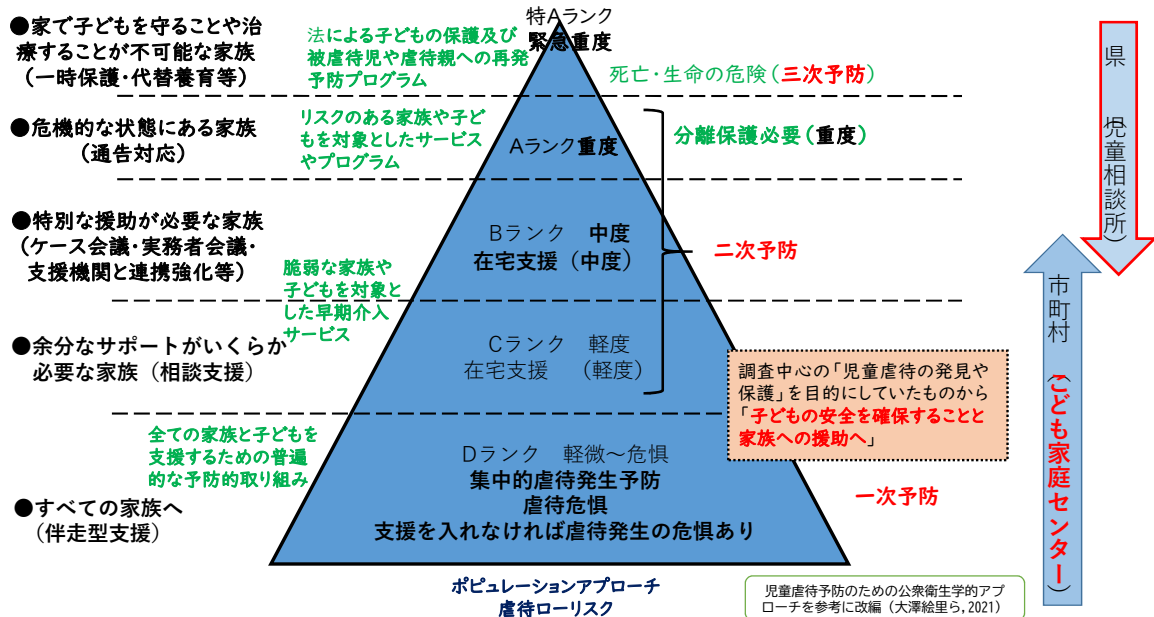
【要支援家庭】

保護者の状況、子どもの状況、養育環境に何らかの問題を抱え、それを放置することで養育が困難な状況に陥る可能性がある家庭をいう。

【要保護家庭】

すでに虐待が起きている家庭、今後放置しておけば虐待が発生する可能性のある家庭（虐待予備軍）、育児不安を抱え、虐待予備群なる可能性のある家庭（育児不安群）を含める。

子ども虐待（マルトリートメント）の程度と対応



支援者・支援機関の役割とは

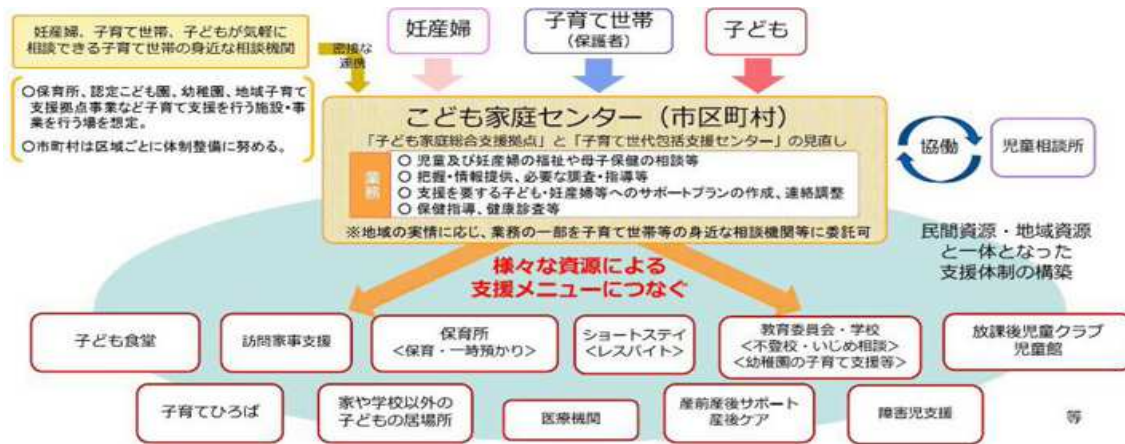
支援者・家族の情報を共有し、養育リスクをアセスメントすることは、親たちの「前科」「不手際」「悪い点」を洗い出し、危ないものを見るように関係機関が「監視」し、「指導」するためではなく、「保護因子」を見つけ、「コントロール可能なリスク要因」を洗い出し、見つめなおし、「だれが、どのようにしたら支援を受け入れてくれるだろうか」を、総動員で計画を立てて予防的な援助を行うためにこそある。

《支援者に必要なスキル（援助技術）》

- 対象理解のスキル：非難せず、分析せず、傍にいて…「聴くチカラ」
- 自己肯定感の低さは個人の自己責任問題では説明がつかず、殆どの場合が生活しにその根があるため、緊急性が高くなければ相互の関係性が一定程度安定するまであえて揺さぶらない（お節介的支援、やさしいお節介は良いが、内面の切開となりうる介入は避ける）
- 覚悟が決まったら、一貫して能動的に聴くチカラを発揮し、主訴を探り、必要時関係者と協議して一貫した態度（方向性）を決めて支援者優位の節介（介入）を行う
- 対象親は、自分を傷つけない人と認められれば、わかってもらうために努力するようになる。尊重されていると実感でき、無自覚だった感情や怒り、悲しみを自覚し言葉にできるようになる。そのプロセスが回復であり、混乱（問題）からの離脱を促すことになる。

[週刊保健衛生ニュース 2024.1.15より]

こども家庭センターの役割と関係機関による連携・支援のイメージ



◆児童福祉を担う社会福祉課と母子保健を担う健康づくり課を隣接させ、一元的なマネジメント体制の構築

◆子育てワンストップ窓口により、妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う

洲本市こども家庭センター（仮称）

【目的】

市民に身近な自治体である市が、子育てに困難感を抱える世帯に対する包括的な支援の充実を図るための体制強化。

【体制】

子ども子育て課子ども支援係（現：こども家庭総合支援拠点）

健康増進課母子保健係（現：母子健康包括支援センター）

福祉課障害福祉係（現：児童福祉部門の一部）

統括支援員
※2

※2：母子保健及び児童福祉双方の病状についての知識を持ち、俯瞰して判断できる者（1名）

センター長
※1

※1：組織全体のマネジメントを行う者（1名）

地域の子育て支援機関等と垣根を超えた連携・協働・調整、一体的な相談支援体制、一元的なマネジメント、地域資源の開拓などにより、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う。

具体例：①相談対応②児童福祉・保健医療等の調整③ケース会議開催④サポートプラン作成⑤一体的支援の実施など

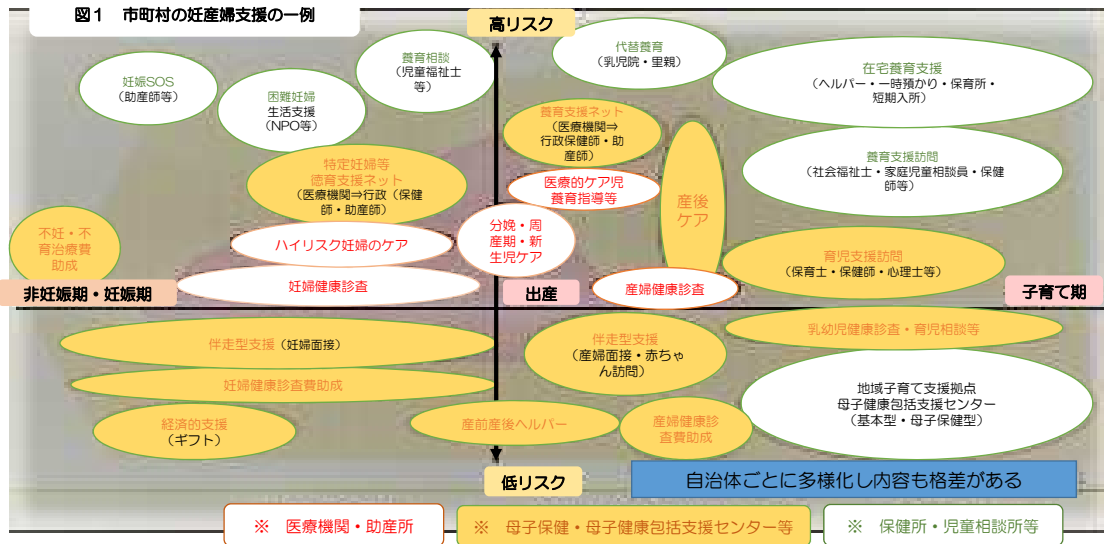
妊産婦のセルフケア要素

	セルフケア要素	
妊産婦自身のセルフケア	1	妊娠や授乳の状況に適した食事と水分の十分な摂取
	2	排泄の調整
	3	個人衛生の維持
	4	活動と休息のバランスの維持
	5	孤独と社会的相互作用のバランスの維持
	6	援助を求める行動を含む安全の保持
育児に関連したセルフケア	7	授乳（乳房ケアを含む）
	8	児の排泄ケア
	9	環境に適した更衣、時の衛生の維持
	10	児の休息と活動の調整
	11	児との愛着関係の形成
	12	児の安全管理

妊産婦のケアレベルと援助内容

ケアレベル	援助内容
レベル1	セルフケアニーズが自力で全く満たせないか、満たすには著しい苦痛や困難があるため、他者からの全面的な援助を必要とする
レベル2	セルフケアニーズが自力でほとんど満たせないか、満たすにはかなりの苦痛や困難があるため、他者からの部分的な援助を必要とする
レベル3	セルフケアニーズを自力である程度満たすことはできるが、他者からの見守りや声かけを必要とする
レベル4	ほぼセルフケアニーズを満たすことはできるが、適宜、助言や相談が必要である
レベル5	自立しており、援助を必要としない（援助を受けているとしても、行おうと思えば自力でセルフケアニーズを満たすことができる）

地域における妊娠期から産後の支援の例



6. 小児科及び産婦人科の新規開業を促進するための開業・運営支援について

島内及び市内の小児科・産婦人科の状況

洲本市・南あわじ市・淡路市小児救急診療実績（R2年度～R5年度）

【夜間小児救急】

所属		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		(実)出稼医師	出稼日数	(実)出稼医師	出稼日数	(実)出稼医師	出稼日数	(実)出稼医師	出稼日数
島外医師	こども病院	4人		0人		0人			
	神戸大学病院	11人	352日 (96.4%)	15人	360日 (98.6%)	10人	359日 (98.4%)	272日 (98.9%)	
	兵庫医科大学病院	14人		10人					
	島外勤務医(その他)	6人	5人	2人					
島内医師	島内医療機関	6人	13日 (3.6%)	3人	5日 (1.4%)	3人	6日 (1.6%)	3日 (1.1%)	

※R5年度は4月～12月実績

【日・祝・年末年始小児救急】

所属									
		(実)出稼医師	出稼日数	(実)出稼医師	出稼日数	(実)出稼医師	出稼日数	(実)出稼医師	出稼日数
島外医療機関		1人	8日 (11.4%)	3人	13日 (18.6%)	5人	46日 (65.7%)	50日 (98.0%)	
島内医療機関		7人	62日 (88.6%)	8人	57日 (81.4%)	7人	24日 (34.3%)	1日 (2.0%)	

※R5年度は4月～12月実績

淡路島内の分娩状況	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
県立淡路医療センター	675	840	728	559	483	672	557	506	
カク・西本協同産婦人科	169	0	※H28年3月末～分娩取扱い中止						
土倉産婦人科	6	1	※H29年度～分娩取扱い中止						
レディースクリニックごとう	130	※H27年12月末空分娩取扱い中止							
聖隷淡路病院	76	119	133	138	※R1年12月末～分娩取扱い中止				
◆さくら助産院：R4年4月～正常分娩のみ受入開始									
※H29年4月から淡路医療センターから里帰り出産の受入制限									
※H30年4月から淡路医療センターから里帰り出産の一時休止									
※R2年度から淡路医療センターの分娩受入制限解除									
※R3年3月から淡路医療センターで産婦人科医の負担軽減のため院内助産開始									

小児科及び産婦人科の課題への手立て

- ・市内に新生児からの子どもの診療ができる医療機関は2か所、小児夜間休日一次救急体制は、**島外医師に95%以上を依存**
- ・市内の分娩可能な医療機関は1か所、分娩取扱いのない産婦人科は2か所
- ・**医師の高齢化**や2024年度の**医師の働き方改革**等により、今後の医療の継続が不透明な状況となっています。そのため、安心して子どもを産み育てることができ、住み続けられる社会インフラの整備として、小児科及び産婦人科の開業・運営に要する費用の一部を助成し、産み育てる環境づくりを推進します。